昭27.2.27.

官報

主要目次

省令
○不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正　五四一頁

規則
○ガス事業関係公益事業令施行規則の一部改正　五四一

告示
○無線局免許　五四三
○無線局承認　五四五
○高知地方法務局三瀬出張所に備えてある吾川郡三瀬村土地登記簿の転写命令　五四六
○大蔵省の所管に属する船舶の登記及び登録について大蔵大臣の代理官指定　五四六
○閉鎖機関が所有する株式及び出資に係る未拂込株金又は未拂込出資金の拂込期限指定　五四六
○第八回香川相互銀行ほがらか定期預金の細目等　五四六
○風景入通信日附印使用　五四八
○国際電報の取扱について外国の主管庁又は認められた私企業の定める随意規定事項に関する件の一部改正　五四八

通達
○大蔵省の所管に係る船舶の登記及び登録について代理官を指定する達廃止　五四九

省令

◉大蔵省令第十号

不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

不動産登記の嘱託職員を指定する省令（昭和二十四年大蔵省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

「財務局管財支所長
財務部管財支所長」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◉公益事業委員会規則第三号

ガス事業関係公益事業令施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十七年二月二十七日

公益事業委員会委員長　松本　烝治

ガス事業関係公益事業令施行規則の一部を改正する規則

ガス事業関係公益事業令施行規則（昭和二十六年公益事業委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「工事費」を「建設費」に改める。

第五條第一項中「令第三十條第一項の変更」を「令第三十條第一項の規定により許可を受けなければならない変更は、水平レトルト一門毎について当該門の坩数の二分の一以下の坩数の変更（同一のレトルトについて既に行われたこの変更と合計した変更坩数が、この限度をこえる場合を除く。）による石炭処理公称能力の変更、坩の石炭処理公称能力の変更及び委員会の定めるその他の軽微な変更以外の変更とし、同項」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條　削除

第十四條を次のように改める。

第十四條　削除

第二十六條第八号の次に次の二号を加える。

九　石炭を処理するガス発生設備のそれぞれの聯又は門の稼動を開始し、又は休止したとき。

別表第一を次のように改める。

別表第一

収支概算書

収入の部

自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日

項目	数量	単価	金額	備考
ガス売上		円	円	
コークス売上				
副産タール売上				
タール製品売上				
その他副産物売上				
附帯事業収益				（附帯事業別に記入すること。）
受取利息				
受取配当金				
受託工事益				
その他				
計				

支出の部

項目	金額	備考
原料費	円	
購入ガス費		（原料炭一トン当りの窒気量、単価及び熱量を記入すること。）
副産物原料費		
炭坩燃料費		
補助材料費		
消耗工具器具備品費		
製造原価 労務費 賃金		（人員数及び平均月額、基準賃金と基準外賃金との比率（%）を記入すること。）
給料		（人員数及び平均月額、基準賃金と基準外賃金との比率（%）を記入すること。）
雑給		（人員数及び平均月額を記入すること。）
当手		（賞与手当　基準賃金の%を記入すること。退職金　基準賃金の%を記入すること。）

毎日文庫
昭和二十五年三月三日
第三種郵便物認可

費	福利費		（法定福利費及び厚生福利費について諸手当に準じて記入すること。）
経	修繕費		（鋳成及び評価を記入すること。）
経	租税課金		
経	その他		
費	減価償却費		（固定方法、率を記入すること。）
労務費	給料		（製造費に準じて記入すること。）
労務費	賃金		
労務費	雑給		
労務費	諸手当		
販売経費	福利費		
販売経費	修繕費		
販売経費	用品消耗費		
販売経費	租税課金		
販売経費	その他		
販売経費	減価償却費		
管理費	役員給与		（製造費に準じて記入すること。）
管理費	給料		
管理費	賃金		
管理費	雑給		
管理費	諸手当		
管理費	福利費		
管理費	修繕費		
管理費	試験研究費		
管理費	租税課金		
管理費	その他		
管理費	減価償却費		
附帯事業費用			（附帯事業別に記入すること。）

営業外費用	支払利息		
営業外費用	社債発行差金償却		
営業外費用	貸倒償却		
営業外費用	その他		
差引利益金			

別表第二を次のように改める。

別表第二

施設費概算書

設備	細目	金額	備考
製造設備	土地	円	
製造設備	建物		
製造設備	構築物		
製造設備	ガス発生装置		
製造設備	天然ガス採取装置		
製造設備	ガス精製装置		
製造設備	ガス溜		
製造設備	タール精製装置		
製造設備	その他機械装置		
製造設備	その他		
供給設備	土地		
供給設備	建物		
供給設備	構築物		
供給設備	ガス溜		
供給設備	圧送装置		
供給設備	その他機械装置		
供給設備	高圧本管		
供給設備	本支管		
供給設備	供給管		
供給設備	屋内管		

業務設備	計量器		
業務設備	その他		
建設仮勘定	土地		
建設仮勘定	構築物		
建設仮勘定	機械装置		
建設仮勘定	その他		
	計		

（記載上の注意）

(1) 設備名及び細目については、ガス事業会計規則（昭和26年公益事業委員会規則第17号）別表第二に準ずるものとする。

(2) 建設費に計上できる原価要素は、次にかかげるものから、建設中の利得及び建設助成金又は工事負担金を控除したものとする。

1 請負工事費 2 労務費 3 材料及び消耗品費 4 運搬費 5 修理工事費 6 傷害及び損害賠償費 7 測量及び出願費 8 貸借料 9 設計及び監督費 10 保険料 11 試験費 12 雑費 13 建設中の利息

別表第三を次のように改める。

別表第三 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◉**電波監理委員会告示第七百六十六号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一 免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一三八号
二 免許人の名称　御前崎無線漁業協同組合
三 無線局の種別　海岸局
四 無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方　御前崎無線漁業協同組合員所属漁船の船舶局
六 通信事項　漁業通信
七 免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所　静岡県榛原郡御前崎村　東経一三八度一三分　北緯三四度三六分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFE	A一、A二	五〇〇We	水晶発振	終段抑制
JFE	A一、A二、A三	五〇〇Wke	水晶発振	格子変調
JFE	A一、A二、A三	五七〇〇Wke	水晶発振	終段抑制
JFE	A一、A二、A三	六一〇〇Wke	水晶発振	格子変調
JFE	A一、A二、A三	六二〇〇Wke	水晶発振	終段抑制
JFE	A一、A二、A三	九〇五〇Wke	水晶発振	格子変調
JFE	A一、A二、A三	九五〇〇Wke	水晶発振	終段抑制
JFE	A一、A二、A三	三、七〇〇Wke	水晶発振	格子変調

A一、A二　但し三、七〇〇kcは五〇W　二〇〇W

JFF	A一、A二	五〇〇kc	水晶発振	第一装置 終段抑制
JFF	A一、A二	一、九〇五kc	水晶発振	第一装置 格子変調
JFF	A二、A三	一、九五五kc	水晶発振	A一 終段抑制
JFF	A二、A三	三、七〇〇kc	水晶発振	A一 格子変調
JFF	A二、A三	四、二〇〇kc	水晶発振	A二、A三 終段抑制
JFF	A二、A三	五、五二〇kc	水晶発振	A二、A三 格子変調
JFF	A一	八、三二五kc	水晶発振	A二、A三 二五〇W

十 空中線の型式及び構成　T型、傾斜型、垂直型
十一 運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第七百六十七号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一 免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一三九号
二 免許人の名称　静岡県漁業協同組合
三 無線局の種別　海岸局
四 無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方　漁業の指導監督に関する事項
六 通信事項　漁業通信
七 免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所　清水市清水波止場　東経一三八度三〇分　北緯三五度〇〇分

十 空中線の型式及び構成　T型、傾斜型、垂直型
十一 運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第七百六十八号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一 免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一三九号
二 免許人の名称　静岡県漁業協同組合
三 無線局の種別　海岸局
四 無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方　漁船の船舶局
六 通信事項　漁業の指導監督に関する事項
七 免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所　清水市清水波止場　東経一三八度三〇分　北緯三五度〇〇分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFG	A一、A二	五〇〇ke	水晶発振	A一　二五〇W（但し、三、七〇〇keは一〇〇W）
	A一、A二、A三	九〇〇、九三〇、九五五keke		A二、A三　一五〇W
	A一	三、七〇〇ke		A二、A三　八〇〇WW

十　空中線の型式及び構成　T型、垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百六十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四〇号

二　免許人の名称　清水無線漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　清水無線漁業協同組合員所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　清水市清水波止場　東経一三八度三〇分　北緯三五度〇〇分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFG	A一、A二	五〇〇ke	水晶発振	A一　二五〇W（但し、三、七〇〇keは一〇〇W）
	A一、A二、A三	九〇〇、九三〇、九五五keke		A二、A三　一五〇W
	A一	三、七〇〇ke		A二、A三　八〇〇WW

十　空中線の型式及び構成　T型、垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四一号

二　免許人の名称　三重県

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局

六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　三重県志摩郡浜島町　東経一三六度四六分　北緯三四度一七分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFH	A一、A二	五〇〇ke	水晶発振	A一　二五〇W（但し、三、七〇〇keは一〇〇W）
	A一、A二、A三	九〇〇、九三〇、九五五keke		A二、A三　一五〇W
	A一	三、七〇〇ke		A二、A三　八〇〇WW

十　空中線の型式及び構成　T型、垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四二号

二　免許人の名称　三重県鰹鮪漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　三重県鰹鮪漁業協同組合員所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　三重県志摩郡浜島町　東経一三六度四六分　北緯三四度一七分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFH	A一、A二	五〇〇ke	水晶発振	A一　二五〇W（但し、三、七〇〇keは一〇〇W）
	A一、A二、A三	九〇〇、九三〇、九五五keke		A二、A三　一五〇W
	A一	三、七〇〇ke		A二、A三　八〇〇WW

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四三号

二　免許人の名称　三重県南部漁業無線組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　三重県南部漁業無線組合員所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　三重県北牟婁郡尾鷲町　東経一三六度一二分　北緯三四度〇四分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFH	A一、A二	五〇〇ke	水晶発振	第一装置　A一　一二五W（但し、三、七〇〇keは一〇〇W）
	A一、A二、A三	九〇〇、九三〇、九五五keke		第二装置　A二、A三　五〇W
	A一	三、七〇〇ke		

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十三号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四四号

二　免許人の名称　豊浜漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　豊浜漁業協同組合員所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　愛知県知多郡豊浜町　東経一三六度五五分　北緯三四度四三分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JHH—2	A三	二、四四〇ke 二、七八五ke	水晶発振	第一装置　終段抑制格子変調　五〇W 第二装置　終段陽極変調

十　空中線の型式及び構成　傾斜型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十四号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四五号

二　免許人の名称　伊東漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　伊東漁業協同組合員所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　東経一三五度〇七分　北緯三四度五八分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JHG	A三	二、四四〇ke 二、七八五ke	水晶発振	終段抑制格子変調　五〇W

十　空中線の型式及び構成　垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十五号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四六号

二　免許人の名称　福井県巾着網漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　福井県巾着網漁業協同組合員所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　東経一三五度五八分　北緯三五度〇四分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JHD—2	A三	二、六五〇ke 二、七八五ke	水晶発振	終段抑制格子変調　三〇W

十　空中線の型式及び構成　垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十六号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二一四七号

二　免許人の名称　水産庁

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局

六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　兵庫県城崎郡香住町　東経一三四度三八分　北緯三五度三八分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFI	A一、A二	五〇〇ke	水晶発振	第一装置　A一、A二　低電力変調　二五〇W
	A一	二、六五〇ke 二、七八五ke		第二装置　A三　終段抑制格子変調　五〇W
	A三			

十　空中線の型式及び構成　傾斜型、垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百七十七号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三二〇六号

二　免許人の名称　但馬漁業協同組合連合会

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　但馬漁業協同組合連合会所属漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　兵庫県城崎郡香住町　東経一三四度三八分　北緯三五度三八分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFI	A1、A2	五〇〇kc	第一装置　A1、A3　低電力変調
	A1	一、〇一〇kc	水晶発振　第二装置　A3　終段抑制格子変調
	A3	二、五一〇kc	
		七、八五〇kc	

十　空中線の型式及び構成　傾斜型、垂直型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三一〇八号

二　免許人の名称　和歌山県

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局

六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　東経一三五度一二分　北緯三三度四四分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFJ	A1、A2	五〇〇kc	第一装置　A1、A3　吸収管式　終段抑制格子変調
	A1、A2	五、七〇〇kc	水晶発振　第二装置　A2、A3　リツプル変調　終段抑制格子変調
	A1、A2	六、二〇〇kc	
	A3	九、五五〇kc	
		一三、七〇〇kc	

十　空中線の型式及び構成　逆Ｔ型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三一一八の二号

二　免許人の名称　和歌山県鰹鮪漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局

六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　東経一三五度一二分　北緯三三度四四分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFJ	A1、A2	五〇〇kc	第一装置　A1、A3　吸収管式　終段抑制格子変調
	A1、A2	五、七〇〇kc	水晶発振　第二装置　A2、A3　リツプル変調　終段抑制格子変調
	A1、A2	六、二〇〇kc	
	A3	九、五五〇kc	
		一三、七〇〇kc	

十　空中線の型式及び構成　逆Ｌ型

十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三一一九号

二　免許人の名称　和歌山県鰹鮪漁業協同組合

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局

六　通信事項　漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　東経一三五度一二分　北緯三三度四四分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFJ	A1、A2	五〇〇kc	第一装置　A1、A3　吸収管式　終段抑制格子変調
	A1、A2	五、七〇〇kc	水晶発振　第二装置　A2、A3　リツプル変調　終段抑制格子変調
	A1、A2	六、二〇〇kc	
	A3	九、五五〇kc	
		一三、七〇〇kc	

十　空中線の型式及び構成　逆Ｌ型

十一　運用許容時間　常時

◉法務府告示第四十三号

高知地方法務局三瀦出張所に備えてある吾川郡三瀦村土地登記簿第五〇冊登記第二四五〇号から登記第二四九九号までの登記用紙は滅失の虞があるので、不動産登記法第二十四條により、その登記の転写を命じた。

昭和二十七年二月二十七日

法務総裁　木村篤太郎

◉大蔵省告示第三百六十二号

大蔵省の所管に属する船舶の登記及び登録については、大蔵大臣の代理官として次の者を指定する。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

大臣官房会計課長

管財局長

財務局長

財務部長

財務局出張所長又は財務部出張所長

◉大蔵省告示第三百六十三号

閉鎖機関令第十一條及び第二十八條の規定に基く閉鎖機関の所有する株式の株金の拂込に関する命令（昭和二十三年法務庁令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、建設省令第一号）第三條第一項の規定により、次の閉鎖機関が所有する未拂込出資金の拂込期限を昭和二十七年三月四日と指定する。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

閉鎖機関名	株式又は出資名
満洲投資証券株式会社	日本鉱業株式会社（新株式）
中央水産業会	閉鎖機関日本網網組合に対する出資

◉大蔵省告示第三百六十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第八回香川相互銀行ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第八回香川相互銀行ほがらか定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月四日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特賞Ａ及び特賞Ｂは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞Ａ	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞Ｂ	一〇、〇〇〇	三
一等	三、〇〇〇	六
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	二〇	二、〇〇〇
五等	七、八九〇	二〇、〇〇〇
計	一〇〇、〇〇〇	

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百六十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、中央相互銀行第十一回積々定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　中央相互銀行第十一回積々定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月四日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	一二
三等	五〇〇	六〇
四等	三〇〇	六、〇〇〇
五等	二〇	二〇、〇〇〇
計		六〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百六十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、北海道相互銀行第六回たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　北海道相互銀行第六回たから定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月四日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇	一
三等	五〇〇	二
四等	一〇〇	四
五等	四七	六〇
計	一、九三三	二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百六十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、北海道相互銀行第六回たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　北海道相互銀行第六回たから定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月四日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	自転車一台	二
一等	一二、五〇〇円	四
二等	五〇〇円	二〇
三等	二〇〇円	一、〇〇〇
四等	三五円	八、九七三
五等	一〇円	一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年四月七日

六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十七年四月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百六十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第八回興紀相互ハッピー定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第八回興紀相互ハッピー定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月四日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇、〇〇〇	四
二等	五、〇〇〇	一五
三等	五〇〇	一五〇
四等	二〇	三、〇〇〇
五等	一四六、八三〇	一五〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百六十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、横浜市復興信用金庫第四回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　横浜市復興信用金庫第四回割増金附平和定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口五百円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月四日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	三
二等	五〇〇	六
三等	一〇〇	二七
四等	一二	三、〇〇〇
五等	一〇	二六、九六三
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉郵政省告示第五十五号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十二号による風景入通信日附印を次のように使用する。

昭和二十七年二月二十七日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局　東京都　白金郵便局

形式

東京都　武蔵府中郵便局

千葉県　千葉郵便局

群馬県　湯檜曽郵便局

群馬県　猿ヶ京郵便局

群馬県　川原湯郵便局

以上使用開始年月日　昭和二十七年三月一日

◉電気通信省告示第五十六号

昭和二十六年十月電気通信省告示第二百九号（国際電報の取扱について外国の主管庁又は認められた私企業の定める随意規定事項に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月二十七日

電気通信大臣　佐藤　栄作

ASIA（アジヤ地方）の部中 Okinawa（沖繩）の項を削る。

同部 Philippines（フイリピン國）の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

同部 Portuguese Timor（ポルトガル領ティモール）の項の次に次の一項を加える。

| | | |

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供す。
昭和二十七年二月二十七日
名古屋法務局古沢出張所

東京都中央区日本橋本石町一丁目二番地東京麻糸紡績株式会社から同会社所有の岸和田市北町九五三番地所在の工場に属する工場財団につき新に建物及機械器具を財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから同財団に差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月二十七日
大阪法務局岸和田支局

○鉱業財団

福岡市桜ケ峰四番地東友市から同所同番地同人所有の鉱業権、土地建物、工作物並びに機械器具等に対し鉱業財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。但し、鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年二月二十七日
熊本地方法務局荒尾出張所

○有権者申出方

当局所属公証人中西譲一は死亡したからその身元保証金の上に権利を有する者は昭和二十七年八月三十一日までに当局に申出られたい。
昭和二十七年二月二十七日
東京法務局

裁判所公告 (◉印は新料金)

○相続財産管理人選任

◉昭和二十七年(家)第三五号
住所兵庫県津名郡大町村大町下組中立人 鄭野安三郎
本籍及び最後の住所兵庫県津名郡室津村二五五二番地 瀬野梅吉
死亡の場所 兵庫県津名
死亡年月日 昭和二十年五月十九日生
被相続人 磯谷 隆信
大正九年三月二十六日生
右瀬野安三郎の申立により右被相続人の財産管理人として住所兵庫県津名郡室津村二五五二番地瀬野梅吉を選任した。
昭和二十七年二月二十二日
神戸家庭裁判所洲本支部

◉本籍佐賀県神埼郡三瀬村大字藤原四一八番地、最後の住所佐賀県佐賀市上多布施町四八一番地
被相続人 亡 庄島 要
右昭和二十七年(家)第五四号相続財産管理人選任申立事件について利害関係人佐賀県佐賀市上多布施町四八一番地中島 又八
昭和二十七年二月十一日
佐賀家庭裁判所

○準禁治産宣告

◉昭和二十六年(家)第六九六号
本籍並住所奈良県磯城郡川西村大字下永百三十二番地
事件本人 辰己タケノ
明治三十二年十二月二十五日生
右の者に対し利害関係人辰己マサエの申立により当裁判所は昭和二十七年二月六日準禁治産の宣告をした。
昭和二十七年二月二十二日
奈良家庭裁判所葛城支部

◉昭和二十七年(家)第三号
本籍並びに住所岩手県稗貫郡湯口村大字鍋倉第十一地割字宝閑五十二番地の二
事件本人 菊池 金三
大正十一年四月二十日生
右の者に対し母菊池テツの申立により当裁判所は昭和二十七年一月十八日前記金三を浪費者と認め準禁治産を宣告した。
昭和二十七年二月十三日
盛岡家庭裁判所花巻支部

○復権許可

◉愛知県中島郡起町大字起字堤町三十一番地の一 破産者 神田 寛一
右の者に対する昭和二十六年(モ)第四〇二号復権申立事件について裁判所は次のように決定する。
主文
破産者神田寛一の復権を許可する。
昭和二十七年二月二十七日
名古屋地方裁判所
裁判官 中瀬古信由

会社その他の公告

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十七年二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しました。債権者は一定の期間内に申出でられたい。
昭和二十七年二月二十七日
東京都中央区日本橋本石町一丁目二番地
東京麻糸紡績株式会社
代表清算人 田中 寧

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十七年二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しました。債権者は一定の期間内に申出でられたい。
昭和二十七年二月二十七日
東京都中央区日本橋本石町一丁目二番地
東京麻糸紡績株式会社
代表清算人 田中 寧

合併公告

昭和二十七年一月二十七日開催の株主総会において左記会社は合併し甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右の合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月二十七日
大阪市東区平野町三丁目八番地
甲 大建被服株式会社
大阪市東区平野町三丁目八番地
乙 株式会社大繊連

有限会社組織変更公告

当社は昭和二十七年二月二十日の臨時社員総会にて総社員の同意で大阪證券シャフト株式会社に組織変更の決議を為した。此の組織変更に異議ある時は本催告の日から二箇月以内に申出でられ度い。
昭和二十七年二月二十一日
大阪市西区九條南通二丁目百十七番地
大阪鐙シャフト有限会社
代表取締役 高橋繁次郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月二日臨時総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せらるる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年二月二十七日
広島市南竹屋町二六七
清算人 田中商事株式会社
田中 隆雄

合併公告

昭和二十七年二月二十日開催の下記会社株主総会において(甲)第一食品工業株式会社は(乙)合資会社第一食品工業所を合併してその権利義務を承継し(乙)合資会社第一食品工業所は解散することを決議したので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月内にその旨を申出でられたい右商法の規定により公告する。
昭和二十七年二月二十七日
熊本市西外坪井一百十二番地
(甲)第一食品工業株式会社
熊本市黒髪町坪井六百三十八番地
(乙)合資会社第一食品工業所

債権申出公告

当会社は昭和二十六年十二月二十五日臨時株主総会の決議に依り解散致しましたから当会社に対し債権を有せらるる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に其旨御申出相成度同日までに申出無きときは清算より除斥致しますから此段催告致します。
昭和二十七年二月二十一日
長野市大字東鶴賀町一五四七番地
協立産業株式会社
清算人 荏戸 信治
同 中島 徳則

配当金額の公告

破産者厚生興業株式会社に対する和歌山地方裁判所田辺支部破産事件の配当に関し左の通り公告する。
一、配当に加ふべき債権の総額金百五十九万五百二十三銭
一、配当すべき金額金二万千九百円
昭和二十七年二月二十日
破産管財人 新谷啓次郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により昭和二十七年一月二十日を以て解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年二月二十七日
東京都中央区京橋二丁目一番地
株式会社リフアット商会
代表清算人 佐原 藤三

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月五日株主総会の決議により解散しましたので同会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年一月五日
本社 大阪市北区兎我野町三十三番地 株式会社三谷商店
清算人 大阪市北区絹笠町二十番地 松本 一

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散しましたので当会社に対し債権を有せらるる方はこの公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年二月二十七日
京都市上京区下立売通御前通東入西東町三百四十五番地
京栄絹糸合名会社
清算人 大沢 五郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議で同日解散しました。当会社に対して債権を有する方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若しこの期間内に御申出のないときは、清算から除斥されますので為念申し添えます。
昭和二十七年二月二十七日
京都府相楽郡加茂町字般屋
京都木工窒器株式会社
清算人 山邑善太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月三十一日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥します。
昭和二十七年二月十四日
広島市京橋町四十番地の一
株式会社吉田号
清算人 赤峰 祇三

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せらるる方は本公告第一回掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき時は清算より除斥致します。
昭和二十七年二月二十七日
東京都板橋区小豆沢一の三五
大同ゴム工業株式会社
清算人 松本 幹七

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月二十四日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告第一回掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき時は清算より除斥致します。
昭和二十七年二月二十七日
会津若松市栄町四四〇番地
第一モーター株式会社
代表取締役 佐藤 栄一

資本減少並に株券提出公告

当社は昭和二十七年二月二十五日の臨時株主総会に於て資本金二千五百万円を金七百五十万円に減少し株式二株を一株に併合する決議をしたこの資本減少に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。株券は二箇月以内に当社に提出せられたい。
昭和二十七年二月二十五日
松本市
日本メリヤス工業株式会社
(旧社名 日本実大小工業株式会社)

株式名義書換停止公告

来る四月一日より定時株主総会(五月下旬開催の予定)の終了の日迄株式名義書換、信託財産の表示並に質権の登録又はその抹消を停止致します。
昭和二十七年二月二十七日
東京都中央区日本橋二丁目七番地
取締役社長 石川 武美

増資新株式の発行

記
一、発行新株式数 記名式普通額面株式(額面五十円)一百万株(この金額五十万円)
二、発行価格 一株につき金五十円
三、割当方法 発行新株数一百万株の中六十万株は昭和二十七年三月十五日午後五時現在の株主に対しその所有株式一株につき一株の割当を以て割当てる。
四、申込期日 昭和二十七年三月十日より同月十五日迄
五、申込方法 当社よりお届する株式申込証に申込証拠金を添えて、申込期間内に取扱銀行え御申込のこと。
六、申込期間 自昭和二十七年四月十一日至昭和二十七年四月三十日(申込締切日)
七、拂込期日 昭和二十七年五月十五日
八、引受のない株式の処分其の他新株式発行に必要なる事項は、取締役会に於て決定する。
九、前記各号については、証券取引法に基く届出の効力発生を条件とする。

新株式発行決議公告

昭和二十七年二月二十二日開催の当社取締役会に於て新株発行に関し証券取引法による届出の効力発生を条件として左記の通り決議されましたので公告致します。
昭和二十七年二月二十七日
東京都千代田区丸の内二丁目二十番地一
日本郵船株式会社
取締役社長 松尾 新吾
(仮事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目十二番地)

株主各位
記
一、発行する新株式 普通株、額面株式(一株に付金五十円)一千九百万株
二、発行価額 一株に付金五十円
三、新株式の割当 昭和二十七年三月三十一日午後四時現在の株主に対しその有する株式一株に付新株式一株の割合を以て割当てる。
四、申込証拠金 一株に付金五十円と払込期日に新株式拂込金に振替充当し利息をつけない。
五、申込期間 自昭和二十七年五月十日至昭和二十七年五月二十九日
六、拂込期日 昭和二十七年六月十二日
七、引受なき株式の処分、其他新株式発行に付必要な事項 取締役会に於て決定する。

株式名義書換停止について

当社は定款の規定により来る四月一日より五月下旬開催予定の定時株主総会終了の日迄株式の名義書換並に質権の登録、信託財産の表示、消滅その他変更の登録、信託の表示、消滅その他変更を停止することとなつて居ります。前述のように三月三十一日現在の株主に対して新株式が割当てられますから名義書換未済の方は至急に左記場所で書換の手続きをされる様御注意申上げます。
昭和二十七年二月二十七日
日本郵船株式会社
記
(株式事務取扱場所) 東京都中央区日本橋兜町一丁目七番地
日本郵船株式会社株式課

株式名義書換停止公告

来る三月一日より第十一回定時株主総会終了の日迄株式名義書換、質権登録、信託財産の表示及びそれらの抹消等株式に関する一切の事務取扱を停止致します。
昭和二十七年二月二十五日
東京都千代田区有楽町二の九
日本競輪株式会社

催告示

横浜市中区元浜町三丁目十七番地に借地権を存続させる意思の申出がありませんが公示の日より四十日以内に申出ない時は借地権の放棄と見做します。
昭和二十七年二月二十三日
栃木県下都賀郡三鴨村上田和五〇番地
谷津 善吉
谷津 慶三
古川 鉦治郎
萩原誠一郎殿

貸借対照表

(昭和二十五年十二月一日)
(昭和二十六年十一月三十日)

借方の部		貸方の部	
物		建	
器		什	
価証券	二二、七〇七、〇〇〇	仮拂金	一七五、五〇〇、〇〇〇
仮拂預金	一、二五三、九〇五、三五二	仮受金	六九九、九〇二、〇〇四
銀行預金	六九九、〇二八、九七四	未拂手形	四、〇〇二、四七二、五〇〇
掛売金	四、〇〇二、四七二、五〇〇	借入金	三、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
受取手形	三、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	未拂金	一六、二四七、五八二、六六八
積立金	一六、二四七、五八二、六六八	未拂配当金	七九、五〇〇、〇〇〇
未在庫高	七九、五〇〇、〇〇〇	資本金	八八〇、〇〇〇、〇〇〇
朝		利益準備金	一六、二四七、五八二、六六八
合		合	
貸方の部		計	
金		金	
資本金	八八〇、〇〇〇、〇〇〇		
法定積立金	一六、二四七、五八二、六六八		
別途積立金	三三、六〇〇、〇〇〇		
退職手当積立金	一二、八〇〇、〇〇〇		
納税引当金	一五八、〇〇一、〇〇〇		
仮受金	一五八、四〇一、七五五		
未拂手形	二五八、五二七、〇〇〇		
支拂手形	九四三、九五六、〇〇〇		
買掛金	二、〇〇九、一七五、六六四		
前期繰越益金	四五、一七四、〇四九、二一四		
当期利益金	二、五九六、四六九、二一六		
合計	四〇二、四七二、五〇〇		

大阪市東区農人橋詰町二六番地
昌大紙業株式会社

第八十五期決算公告

(昭和二十六年十月三十日現在)

資産の部(借方)		負債の部(貸方)	
現金及預金	一、三三七、〇八二、九六六	借入金	二〇四、五一九、三五二、〇〇〇
有価証券	六九九、七四〇、〇〇〇	支拂手形勘定	四四、九七二、〇〇〇、〇〇
仮拂金勘定	八、九八三、七一一	割引手形勘定	二、九八七、七七二、〇〇〇
得意先勘定	一、五三三、〇三五、〇三五	未拂金勘定	一六、八五九、五六六、八八
受取手形勘定	八三五、〇七三、三五	未拂配当金	三〇五、四四二、八八
委託先勘定	一七、九四四、八七一、二四	資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
材料品勘定	七四四、〇九六、〇四	利益準備金	三、四七九、五五二、九五
工場用品勘定	三、八五六、七〇六、〇〇	役員社員退職手当金	二、五四五、四一九、六七
製品勘定	三、六五一、七〇三、三五	再評価積立金	五二、三三三、八一二、〇〇
商品勘定	一、一〇七、一八〇、九九	合計	三四九、八二九、六七二、三三
不動産	三、九〇〇、九三七、九四		
機械装置	四九、二五六、四三〇、二四		
車輌運搬具	一〇五、一〇四、八三〇、二五		
什器備品	四九、二五六、四三〇、二四		
前期繰越損失金	一〇五、四三二、一〇一、〇八		
当期損失金	三四九、八二九、六七二、三三		
合計			

大阪書籍株式会社
松村九兵衛
取締役社長

第7540号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　二月二十五日付第十号（その一）三二頁●同二十七日付物価第五号四頁

第十期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

借方（資産の部）

預金	八五〇、九三三・二三
現金	八、二七六、五八九・三八
流動資産	三、〇三三、三〇六・九五
棚卸資産	八、三一六、五五三・〇〇
固定資産	
合計	二〇、四七七、三八二・五六

貸方（負債の部）

流動負債	六、〇五四、七〇一・八六
資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一〇、一七五、四四一・〇〇
繰越剰余金	二〇四、九〇七・二三
当期利益金	二、〇四七、三八二・五六
合計	二〇、四七七、三八二・五六

藤永製薬株式会社

貸借対照表

昭和二十六年十二月二十日

資産の部

土地建物構築物	一一、四八二、三九一・七一
機械器具什器	一、九六二、六三五・二三
製品半製品	一二、五七四、二六〇・六〇
原材料製造用具	一三、七五三、二五〇・七三
受取手形	一一、二五六、三〇八・五二
売掛金	五、八一六、七四八・九一
仮出支	三、一九一、一四〇・〇〇
未経過保険料	五三四、五五九・七二
建設仮勘定	五三、三三六・〇〇
諸預け金	四、九九三、四四二・三八
現金	六五、六一八、〇四七・八〇
合計	

負債の部

資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
別途準備金	五〇〇、〇〇〇・〇〇

第六期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

預金及現金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
未収金	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
仮拂金	一、一六五、七九九・五一
保証積立預け金	一一、九九二、四六一・六五
副産品	一〇、八六五、三三三・〇〇
包装容器	九、二九一、二九〇・二七
機械及什器	二、一六七、三六四・三五
出資金	六、五七五、四六二・〇二
修繕仮勘定	五、五四九、九七二・一一
合計	二一〇、三六四・八九

負債の部

未拂金	六五、六一八、〇四七・八〇
仮受金	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇
拂手形	一一、七五五、四六二・〇二
社員預り金	五、五四九、九七二・一一
資本金	二一〇、三六四・八九
法定利益積立金	一一、六七七、三六四・三五
社員退職給與積立金	六、五七五、四六二・〇二
前期繰越金	五、五四九、九七二・一一
当期利益金	二一〇、三六四・八九
合計	六五、六一八、〇四七・八〇

金沢市長町河岸五二番地

日硬陶器株式会社

第三期決算公告

昭和二十六年十一月三十日

貸借対照表

借方

預金	一二九、一三八、九八九・三八
現金	二六四、八四九、四一七・六四
受取手形	八八、〇七七、二五七・五五
掛金	二四九、七五五・〇〇
売収金	四、七八一、〇二九・〇〇
未収入金	六五、七四〇、七二三・一六
有価証券、出資金	三、六二四、一四一・二〇
商品	
仮拂金	

貸方

資本金	二六四、八四九、四一七・六四
諸積立金	八八、〇七七、二五七・五五
前期繰越益金	二四九、七五五・〇〇
当期利益金	四、七八一、〇二九・〇〇
仮受金	六五、七四〇、七二三・一六
未拂金	三、六二四、一四一・二〇
買掛金	

合計

取締役社長　外村與左衛門

外與株式会社

法令全書

庁刊印　行発　集編

月刊　B5判

昭和27年1月号

主要内容

政令　繭糸価格安定審議会令

條約　国際労働機関憲章

省令　輸入申告書の様式を定める省令　中小企業等協同組合法による倉荷証券発行許可等に関する省令　国民体育館規程　道路運送調査規則

600頁　定価500円　送料65円

本書は官報にて公布、または公示された総ての法律、政令、條約、府・省・本部令、規則、訓令、通達、公示等を種類毎に整然と配列して一月毎にまとめたもので、また八十年の歴史的経続事業の一貫をなしており、この種の刊行物のうち最も正確と権威を誇る法令書です。

申込所　全国各地の官報販売所・主要書店
印刷庁内直売代理部牛込局区内(振)東京22013

第十九期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

船舶	四四五、七六四・〇〇
品	五五・〇〇
金	八四五、七一五・四六
金	三一三、三六五・〇〇
入金	一、六〇四、八九九・五六
計	

負債の部

金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
立金	一〇三、六六〇・〇〇
立金	三四八、六五三・〇〇
積立金	

貸付金　六、三〇四、五四〇・〇〇
消耗品　一、三八二、四〇〇・〇〇
其他流動資産　一、二三四、八三二・二九
土地建物　一六、八五〇、〇六二・一九
設備、什器　二、九一七、七三二・一五
山林　八四三、〇〇〇・〇〇
機械車輛　九六四、一九二・七一
其他固定資産　二六〇、三四一・六九
未経過勘定　一、六八八、七四三・九〇
合計　五八八、八九七、一五六・八六

貸手形　一九八、九四七、〇四七・三三
割引手形　二八三、九八六、二三一・〇二
支拂手形

第三期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

借方

現金	一、四三三・〇〇
預金	一、〇七五、〇〇〇・〇〇
資本金	一、一八八、一七三・一三
前期繰越金	四三、一〇三・八四
当期利益金	八〇九、四八二・七二
計	一、六〇四、八九九・五六

昭和二十七年二月

近海汽船株式会社

第三期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

借方

当座資産	八、五一八、三八〇・一七
棚卸資産	六、一九五、四九二・四一
その他の流動資産	二、九三〇、〇二五・〇六
固定資産	八八一、六二〇・五〇
資産合計	一八、五二五、五一八・一四

貸方

流動負債	一四、三九四、三五三・〇三
当金	五〇、九四二・〇〇
資本金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	七五、〇〇〇・〇〇
繰越利益	一、一七二、八〇五・一八
当期純利益	二、五三二、四一七・九三
負債資本合計	一八、五二五、五一八・一四

出雲電器産業株式会社

第一期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方（資産の部）

建物及附属設備	一八五、一七九・五〇
機械装置	二六九、六四六・〇〇
工具及器具備品	四九九、五五二・九四
貯蔵物品	四四二、八三九・五三
拂金	五三、九九五・〇〇
未収入金	二三七、八四四・〇〇
仕掛品	四九三、三五一・〇〇
預金	二六、〇三五・五〇
現金	七、八九一・〇〇
合計	二、二一六、三三四・四七

貸方（負債の部）

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
拂金	一、一五三、五八五・〇一
受金	五四、二五八・〇〇
拂手形	八、四九一・四六
社員預り金	二、二一六、三三四・四七
資本金	
法定利益積立金	
社員退職給與積立金	
前期繰越金	
当期純利益金	
合計	

東洋車輛株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三二一―五九九
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27.2.27.

官報　号外（物価第五号）

目次

告示　一頁
○国際電報料金表の一部改正　二
○漁業用綿撚糸及び綿漁網の販売価格の統制額指定の件等廃止　一
○生糸取引に関する報告の件廃止　二
告示、公示
○塩の販売人販売制限価格指定の件の一部改正　二

告示

◎物価庁告示第六号

次に掲げる告示及び通知による統制額は、廃止する。

昭和二十七年二月二十七日

物価庁長官　周東　英雄

一、昭和二十六年四月二十八日物価庁告示第百八号（漁業用綿撚糸及び綿漁網の販売価格の統制額指定の件）

二、昭和二十四年十月十二日物価庁告示第八百五十号（蚕具類の販売価格の統制額指定の件）

三、昭和二十六年三月九日物価庁告示第四十三号（生糸輸送用袋類の販売価格の統制額指定の件）

四、昭和二十六年四月七日物二第九十一号（生糸輸送用袋類の販売価格の統制額指定の件）

五、昭和二十四年一月三十一日物四第七十三号（澱粉包装用布袋の販売価格の統制額指定の件）

六、昭和二十四年九月二日物二第五百七十三号（澱粉包装用新布袋の販売価格の統制額指定の件）

七、昭和二十四年九月二十二日物二第六百三十三号（澱粉包装用新布袋の販売価格の統制額指定の件）

八、昭和二十四年十一月二日物二第七百十号（澱粉包装用新布袋の販売価格の統制額指定の件）

九、昭和二十三年十二月二十四日物四第千四百九十一号（小麦粉包装用紙、布麻袋の販売価格の統制額指定の件）

一〇、昭和二十四年十一月二十六日物二第七百六十三号（小麦粉包装用新布袋の販売価格の統制額指定の件）

一一、昭和二十四年十二月二十七日物二第八百三十三号（小麦粉及び澱粉包装用布袋の販売価格の統制額指定の件）

一二、昭和二十五年一月十九日物二第三十六号（澱粉包装用布袋の販売価格の統制額指定の件）

一三、昭和二十五年二月二十七日物二第百一号（澱粉包装用布袋の販売価格の統制額指定の件）

一四、昭和二十五年三月十八日物二第百三十五号（紅茶用蚕凋網の販売価格の統制額指定の件）

一五、昭和二十五年九月二日物二第四百六号（農林用新布袋の販売価格の統制額指定の件）

一六、昭和二十四年七月二十七日物価庁告示第二百五百三十九号（農林用新布袋の販売価格の統制額指定の件）

一七、昭和二十六年四月二十八日物価庁告示第百十一号（特殊規格石油の販売価格の統制額指定の件）

一八、昭和二十六年二月二十二日物価庁告示第二十四号（銑鉄の販売価格の統制額指定の件）

一九、昭和二十六年二月九日物価庁告示第二十六号（鉄の屑又は故の販売価格の統制額指定の件）

二〇、昭和二十五年十一月一日物価庁告示第百五十号（硫黄の販売価格の統制額指定の件）

二一、昭和二十五年十一月三十日物価庁告示第五百六十五号（硫化鉱の硫黄分の販売価格の統制額指定の件）

二二、昭和二十六年六月二十一日物価庁告示第百五十四号（渦燐酸石灰、溶成燐肥の販売価格の統制額指定の件）

二三、昭和二十四年十二月二十日物価庁告示第千五十二号（輸入加里塩の販売価格の統制額指定の件）

二四、昭和二十五年九月三十日物価庁告示第百十七号（ソーダ灰及び苛性ソーダの販売価格の統制額指定の件）

二五、昭和二十五年四月二十七日物価庁告示第三百十三号（医薬品の販売価格の統制額指定の件）

二六、昭和二十三年十二月十八日物価庁告示第千二百七十四号（篩生材料の販売価格の統制額指定の件）

二七、昭和二十三年三月十三日物価庁告示第六十二号（米軍拂下げスリーピングケース使用衣料製品の販売価格の統制額指定の件）

二八、昭和二十三年六月五日物価庁告示第三号（米軍拂下げ綿長ズボンの販売価格の統制額指定の件）

二九、昭和二十四年九月二十日物価庁告示第千百四十七号（和装製品の手縫加工料の統制額指定の件）

三〇、昭和二十四年二月八日物価庁告示第七十二号（米軍拂下げマットレスカバー生地使用炭鉱用脚絆の販売価格の統制額指定の件）

三一、昭和二十四年四月五日物価庁告示第二百九号（英濠軍拂下げ中古衣類の販売価格の統制額指定の件）

三二、昭和二十四年四月十四日物価庁告示第二百三十九号（綿製紺染注文絆纏の販売価格の統制額指定の件）

三三、昭和二十四年十月八日物価庁告示第八百二十四号（巻煙草製造機用綿製エンドレスベルトの販売価格の統制額指定の件）

三四、昭和二十五年二月二十二日物価庁告示第百八十六号（毛織物の販売価格の統制額指定の件）

三五、昭和二十五年五月六日物価庁告示第三百三十五号（米軍拂下げ中古衣類の販売価格の統制額指定の件）

三六、昭和二十四年十一月二十五日物価庁告示第九百六十三号（米軍拂下げ縫糸の販売価格の統制額指定の件）

三七、昭和二十四年十一月十五日物価庁告示第九百四十六号（特殊毛織物の販売価格の統制額指定の件）

三八、昭和二十六年三月一日物価庁告示第千二百十二号（綿糸の染色等加工料金の統制額指定の件）

三九、昭和二十六年三月十五日物価庁告示第六十六号（綿細布織物の染色等加工料金の統制額指定の件）

四〇、昭和二十六年三月十五日物価庁告示第十三号（綿編レースの染色等加工料金の統制額指定の件）

四一、昭和二十六年三月一日物価庁告示第九号（莫大小製品の染色等加工料金の統制額指定の件）

四二、昭和二十六年一月十七日物価庁告示第三百十八号（綿織物の染色等加工料金の統制額指定の件）

四三、昭和二十五年三月十八日物価庁告示第二百二十八号（綿レース糸の販売価格の統制額指定の件）

四四、昭和二十三年十月二十五日物価庁告示第百十七号（和装製品の加工料金の統制額指定の件）

Ryu Kyu Islands (exchusive of islands north of 29° north latitude)
TOK M RCA, TOK M MKY　72　24
（琉球諸島―北緯29度以北の地域を除く。）

◎電気通信省物価庁告示第三号

国際電報料金表（昭和二十六年九月電気通信省、物価庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月二十七日

電気通信大臣　佐藤　栄作
物価庁長官　周東　英雄

第一部一般の国際電報の料金のASIA（アジア地方）の中Okinawa（琉球）の項を削り、Portuguese Timor（ポルトガル領テイモール）の項の次に次の一項を加える。

毎日文庫　明治二十五年三月三日　第三種郵便物認可

外号物価

昭27.2.27.

四五、昭和二十六年一月二十三日物価庁告示第八号（綿織物の絞括及び絞染加工料金の統制額指定の件）
四六、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十七号（綿綟編メリヤス生地の販売価格の統制額指定の件）
四七、昭和二十五年六月一日物価庁告示第三百七十二号（朝子の販売価格の統制額指定の件）
四八、昭和二十五年六月一日物価庁告示第三百七十三号（表生地に綿織物その他綿糸による製品を原材料として使用した衣料製品の販売価格の統制額指定の件）
四九、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十八号（綿綟編メリヤス製品の販売価格の統制額指定の件）
五〇、昭和二十五年六月一日物価庁告示第三百七十六号（寝具及び枕の販売価格の統制額指定の件）
五一、昭和二十五年六月一日物価庁告示第三百七十七号（柔道着の販売価格の統制額指定の件）
五二、昭和二十五年六月一日物価庁告示第三百七十八号（相撲用褌の販売価格の統制額指定の件）
五三、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十一号（災害防具の販売価格の統制額指定の件）
五四、昭和二十六年六月一日物価庁告示第百四十三号（労務者用雨覆の販売価格の統制額指定の件）
五五、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十二号（交通運輸用雨覆の販売価格の統制額指定の件）
五六、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十三号（野外天幕の販売価格の統制額指定の件）
五七、昭和二十五年七月一日物価庁告示第四百十九号（放出綿靴下の販売価格の統制額指定の件）
五八、昭和二十五年七月二十九日物価庁告示第四百五十号（米軍拂下げ綿織物の販売価格の統制額指定の件）
五九、昭和二十六年四月十四日物価庁告示第九十四号（綿織物の販売価格の統制額指定の件）
六〇、昭和二十五年十一月三十日物価庁告示第五百六十八号（綿撚糸の撚加工賃の統制額指定の件）
六一、昭和二十五年十一月十日物価庁告示第百五十二号（昭和二十五年度第二・四半期以降の指定生産資材割当証明書により販売する綿糸の販売価格の統制額指定の件）
六二、昭和二十六年四月十日物価庁告示第八十九号（綿綻糸の販売価格の統制額指定の件）
六三、昭和二十五年十二月七日物価庁告示第五百七十七号（表生地に綿織物その他綿糸による製品を原材料として使用した足袋の販売価格の統制額指定の件）
六四、昭和二十六年五月十日物価庁告示第百二十八号（綿綻編メリヤス製品の販売価格の統制額指定の件）
六五、昭和二十六年四月二十一日物価庁告示第九十八号（特殊綿撚糸の販売価格の統制額指定の件）
六六、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十九号（繊維雑品の販売価格の統制額指定の件）
六七、昭和二十六年四月二十八日物価庁告示第百七号（綿織物の端切の販売価格の統制額指定の件）
六八、昭和二十六年四月二十八日物価庁告示第百十二号（綿タオルの販売価格の統制額指定の件）
六九、昭和二十六年六月一日物価庁告示第百四十五号（綿タオル生地を使用した衣料製品の販売価格の統制額指定の件）
七〇、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十五号（綿経編メリヤス生地の販売価格の統制額指定の件）
七一、昭和二十六年三月十五日物価庁告示第四十七号（米軍拂下げ中古雨覆の販売価格の統制額指定の件）
七二、昭和二十六年三月十五日物価庁告示第四十八号（二重織柔道着の販売価格の統制額指定の件）
七三、昭和二十六年三月二十九日物価庁告示第六十七号（昭和二十五年度第四・四半期以降の民間輸入綿花を使用して生産された綿糸の販売価格の統制額指定の件）
七四、昭和二十六年四月二十四日物価庁告示第八号（綿メヤットの販売価格の統制額指定の件）
七五、昭和二十六年五月四日物価庁告示第百一号（綿レース生地使用衣料製品の販売価格の統制額指定の件）
七六、昭和二十六年五月四日物価庁告示第百二十一号（綿剰繊糸の販売価格の統制額指定の件）
七七、昭和二十四年十二月二十七日物三第千三十七号（足袋の底張加工賃の統制額指定の件）
七八、昭和二十六年五月二十六日物価庁告示第百三十六号（綿経編メリヤス製品の販売価格の統制額指定の件）
七九、昭和二十六年六月一日物価庁告示第百四十四号（文部省制定柔道着の販売価格の統制額指定の件）
八〇、昭和二十六年五月二十四日物三第百九十二号（重油精製用フイルタープランケットの販売価格の統制額指定の件）
八一、昭和二十六年六月物三第二百号（人絹カーペットの販売価格の統制額指定の件）
八二、昭和二十六年二月一日物三第二十六号（表生地に綿織物その他綿糸による製品を原材料として使用した筒長足袋の販売価格の統制額指定の件）
八三、昭和二十五年九月一日物三第五百八十一号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定について）
八四、昭和二十五年十一月四日物三第五百八十二号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定について）
八五、昭和二十五年十二月九日物三第六百五十九号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定について）
八六、昭和二十六年一月二十四日物三第十一号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定について）
八七、昭和二十六年一月三日物三第四十四号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定の件）
八八、昭和二十六年二月十六日物三第四十五号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定の件）
八九、昭和二十六年三月十日物三第六十一号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定の件）
九〇、昭和二十六年二月二十八日物三第百四十六号（輸入品の弗建輸入価格の統制額指定の件）

物価庁告示第七号

昭和二十六年三月九日物価庁告示第四十四号（生糸取引に関する報告の件）は、廃止する。

昭和二十七年二月二十七日

物価庁長官　周東　英雄

告示

公示

◎物価庁告示第二号

日本専売公社公示第二号

昭和二十六年八月一日物価庁告示第七号（塩の販売人販売制限価格指定の件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年三月一日から実施する。

昭和二十七年二月二十七日

物価庁長官　周東　英雄

日本専売公社総裁　秋山幸之輔

塩販売人塩販売制限価格表

（単位　円）

小売人の販売制限価格（10キログラム当）

元売人の販売制限価格（100キログラム当）		包装塩販売（俵売）		散塩販売（俵売）		包装塩販売（叭売）	
元売人名	産地名	粉砕塩	原塩	粉砕塩	原塩	粉砕塩	原塩
日本専売公社	香川	1,693	1,648	1,593	1,743	1,693	1,642
同	徳島	219	214	209	205	200	195
同	高知						

訂正

昭和二十七年二月一日官報号外（物価第三号）物価庁告示第五号（米麦等の食糧管理法第八條の二の販売業者の販売価格の統制額指定の件の一部改正の件）中二頁上段終から四行「山口」の行「三、二六二」は「三、三六二」の、「一、三三七」は「三、三三七」のいずれも誤植

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二四九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　六百二十円

益田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二四九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　六百二十円

松山区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第七九七号（不詳食糧管理法違反被疑事件）

一、麻袋　七枚
二、風呂敷　四枚
三、布袋　三枚
四、叭　五枚
五、木箱　一個
六、トランク　一個
○同領第八〇四号（同）
一、麻袋　一枚
二、布袋　五枚
○同領第八〇七号（同）
一、布袋　二枚
二、風呂敷　二枚
○同領第五二号（南在熙窃盗被告事件）
一、男物ズボン　一枚
二、万年筆　一本
三、白色ワイシャツ　一枚
四、女物単衣着物　一枚
五、男物黒兵庫帯　一本
六、ガス銘仙着物　一枚
七、男物単衣羽織　一枚
○同領第八〇一号（不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、風呂敷　四枚
二、布袋　三枚
○同領第七九九号（同）
一、木箱　一個

○昭和二十五年領第七〇四号（南在熙窃盗被告事件）

一、鋏　四個
一、ナイフ　一個
○同領第七三四号（野中忠義同）
一、黒色運動靴　一足
二、布端衣　三片
○同領第七〇〇号（本多武夫同）
一、万年筆　一本
二、合鍵　五個
三、硝子切　一個
○同領第七四二号（同）
一、タイヤ　一本
○同領第七八〇号（松本源美同）
一、自転車　一台
○同領第六六七号（谷内喜代嘩同）
一、中古ズック靴　一足
二、手拭　一枚
○同領第五四三号（花田勲喜同）
○同領第六四一号（池田照夫詐欺被告事件）
一、黒色ズボン　一枚
○昭和二十六年領第一〇〇号（池田照夫詐欺被告事件）
一、毛糸ズロース　一枚
二、毛糸シャツ　一枚
○同領第五〇一号（豊田佗窃盗被疑事件）
一、黒色絣洋傘　一本
二、女物洋傘　一本
○同領第三四一号（浜田勝久窃盗被告事件）
一、泥除　一個
二、ブレーキ　一個
三、チェンケース　一個
四、自転車荷受　一個
五、自転車付小尾籠　一個
六、自転車リンス　一個
七、スパナ　一個
八、カナヅチ　一個
九、釘抜　一個
十、ドライバー　一個
○同領第三〇五号（久保好寿同）
一、白シャツ　一枚
二、男物足袋　一枚
○同領第五二五号（大内清窃盗被疑事件）
一、国防色ズボン　一枚
○同領第五〇〇号（田村稔窃盗被告事件）
一、ゴム長靴　一足
○同領第三〇五号（久保好寿同）
一、白シャツ　一枚
二、男物足袋　一枚
○同領第五二五号（大内清窃盗被疑事件）
一、国防色ズボン　一枚
○同領第五〇〇号（田村稔窃盗被告事件）
一、現金　二百五円
○同領第二六六号（橋本誠与同）
一、紺の前掛　一枚
二、白毛製首巻　一枚
三、弯米　二合
四、桐下駄　一足
五、足袋　一足

○同領第一六二号（黒田徳同）
一、上衣　一枚
○同領第四六号（伴藤静夫窃盗被疑事件）
一、シャツ　二枚
二、同　一枚
三、パンツ　一枚
四、男子用洋傘　一本
五、女子用パラソル　一枚
六、バンド　一枚
七、シャツ　三枚
○同領第三一〇号（大野勝同）
一、懐中時計　一個
二、靴ベラシ　一個
○同領第二七号（香川正和同）
一、天秤棒　一本
二、籠（大）　一個
三、籠（小）　一個
○同領第二九八号（金塚静江食糧管理法違反事件）
一、手提袋　一個
○同領第四二六号（矢野直樹賭博被疑事件）
一、千円　一枚
○同領第四三二号（中西福美窃盗被疑事件）
一、クラブ号自転車　一台
○同領第七四七号（尾田光男同）
一、丸首白メリヤスシャツ　一枚
○同領第六六二号（菊地清茂郵便法一四条違反被疑事件）
一、白米　約二升五合
○同領第六五五号（黄廷性賄物寄贓被疑事件）
一、茶色ヅック靴　一足
二、自転車鑑札　一個
○同領第四八三号（田浦タマ子食糧管理法違反被告事件）
一、リンゴ箱　八個
二、カマス　十二枚
三、紙袋　十枚
○同領第七一九号（不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、布袋　一枚
○同領第七六三号（同）
一、布袋　二枚
二、竹籠　一個
○同領第七八〇号（同）
一、布袋　三枚
二、風呂敷　二枚
三、支那米袋　一枚
四、紙袋　一枚
○同領第七八九号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚

○同領第四〇四号（三神燦市食糧管理法違反被告事件）
一、布袋　二枚
○同領第六六三号（戒森谷蔵窃盗被告事件）
一、二六吋自転車　一台
二、旧軍用雨外套　二枚
三、紺色絣作業上衣　一枚
○同領第三三四号（弓立佐五郎同）
一、中古自転車　一台
○同領第七九六号（不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、木箱　一個
二、紙袋　一枚
○同領第七八号（同）
一、麻袋　一枚
二、紙袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第四一八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　八九三円

高松区検察庁

○同領第四〇五号（同）
○同保第四三五号（同）
○同保第四三六号（同）
○同保第四三七号（同）
○同保第四三九号（同）
○同保第四〇六円
○同保第二〇三円
○同保第四一号（同）
四〇六円
一、同

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第二四号のイ（被疑者不明食糧管理法違反事件）

一、風呂敷　二枚
○同領第二四号のロ（同）
二、風呂敷　二枚
○同領第二五号（同）
一、木綿風呂敷　一枚
○同領第二六号のイ（同）
一、水色布袋　一枚
二、風呂敷　二枚
○同領第二六号のロ（同）
一、花模様布袋　一枚
二、風呂敷　一枚
○同領第二六号のハ（同）
一、白布袋　二枚
二、風呂敷　三枚
○同領第二六号のニ（同）
一、小型黒トランク　一個
二、白布袋　一枚
○同領第二六号のホ（同）
一、赤白色布袋　一枚
二、黒風呂敷　一枚
○同領第二六号のヘ（同）
一、黒布袋　一枚
二、永色風呂敷　一枚
○同領第二七号のイ（同）
一、草色布袋　一枚
二、小豆色黒色風呂敷　一枚
○同領第二七号のロ（同）
一、黒、草色赤模様風呂敷　各一枚
二、小豆色赤模様風呂敷　各一枚
○同領第二七号のハ（同）
一、ねずみ色白色布袋　各一枚
二、白風呂敷　一枚
○同領第二七号のニ（同）
一、白布袋　二枚
二、風呂敷　二枚
三、リュックサック　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第二四号のイ（被疑者不明食糧管理法違反事件）

一、布袋　二枚
二、風呂敷　二枚

平井区検察庁

物価号外

二一〇、同　二一〇、同　二一〇、同　